平成２３年（フ）第２８号
青森市浜館３丁目４番地11　コーポ宝105号
債務者　千田　研二
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９号
青森市幸畑４丁目４番11号
債務者　藤田　和代
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
青森市大字合子沢字山崎130番地７　第４桜荘205号
債務者　白戸　定男
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
栃木県小山市犬塚３丁目21番地13、従前の住所埼玉県さいたま市桜区西堀４丁目11番７号719
債務者　楠　　和樹
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１２号
栃木県小山市東城南１丁目６番地11　城南ハイツＣ棟101
債務者　井上由紀子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１５号
栃木県小山市大字乙女1170番地
債務者　田中　　勇
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１８１８号
東京都武蔵野市関前４丁目２番７号サンライズ武蔵野106
債務者　樫田　智美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６号
静岡県磐田市掛塚624番地４
債務者　小川　芳江
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７号
静岡県浜松市南区芇野町327番地の１
債務者　林本　保男
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
静岡県浜松市中区和合町27番地の89　ＪＵＮＯ403号室
債務者　志賀万保子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目９番８号　２階
債務者　新納　綾之
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１３９４号
埼玉県朝霞市岡１丁目19番20号
破産者　開成建設株式会社
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５１号
静岡市葵区安東３丁目２番36号
破産者　株式会社協和印刷
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６０号
静岡県牧之原市布引原222番地
破産者　タチバナ石油株式会社
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２０号
静岡市駿河区豊田２丁目６番33号
破産者　株式会社ヤンバン
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６２号
静岡県藤枝市茶町２丁目３番27号
破産者　有限会社小柳津部品
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８３号
札幌市白石区川下589―249、商業登記簿上の本店所在地札幌市白石区北郷７条４丁目４番28号
破産者　有限会社中岫リース産業
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部